

平成27年9月定例会 経済委員会（事前）

平成27年9月14日（月）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

岡委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

まず、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、山田委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、8月26日、鳥取県庁において、正規雇用1万人チャレンジ事業の取組等について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告しておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料①）

- 不当労働行為事件について
- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

山本労働委員会事務局次長

本日、原内局長が所用によりまして、欠席いたしております。

私から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

今定例会で御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際、3点御報告申し上げます。

お手元の報告資料1ページをお開きください。

1の不当労働行為事件でございますが、A事件が終結いたしております。

この事件は、B労働組合からC法人を相手方として、平成26年7月30日に、C法人の申立人組合や組合員に対する言動や団体交渉における対応などが、不当労働行為に該当するとして、申立てのあったものでございます。

この事件につきましては、申立て以降、争点の明確化のための調査を3回、証人尋問などの証拠調べを行う審問を1回行いました。

その後、5回にわたる公益委員会議での合議の結果、団体交渉におけるC法人の対応は不当労働行為に該当するとの結論に至り、去る8月4日に命令書を交付し、事件は終結い

たしました。

なお、組合は、本命令を不服といたしまして、8月18日に、中央労働委員会に再審査の申立てを行っております。

次に2の調整事件についてでございますが、新規に申請のあった事件が1件ございます。

この事件につきましては、組合員が受けたパワハラに対する謝罪、未払残業代の支払、組合掲示板の設置等を求めて、平成27年8月28日に労働組合からあっせん申請のあったものでございます。

今後、円満な解決に向け、適切に処理してまいります。

報告資料の2ページを御覧ください。

労働者個人と使用者との紛争を解決する、いわゆる個別的労使紛争解決サービスの、平成27年4月から8月末までの運用状況でございます。

この間の相談件数は82件、また、あっせん申請件数は9件となっております。

この9件の終結状況といたしましては、解決に至ったものが4件、相手方があっせんに応じない不応諾が3件、あっせんを行ったものの合意に至らなかった不調が1件となっております。

その結果、現在1件が係属中となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時38分）

※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して標記しております。

なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま標記しております。